Ａ６：　対象となります。

Ｑ７：　再入国許可出国中に在留期限が過ぎてしまいました。そのため，在留資格認定証明書交付申請を行おうと考えていますが，申請に必要な書類は全部用意する必要があるのでしょうか（６月２６日更新）。

Ａ７：　新型コロナウイルス感染症の影響を受け，本邦に入国できない等の理由により，在留期限が経過してしまった場合は，原則として，在留資格認定証明書交付申請書，受入機関等が作成した理由書，従前の在留カードの写しをもって審査することとしていますので，改めてその他の立証書類を用意いただく必要はありません（必要な場合は，追加資料をお願いする場合があります。）。在留カードの写しは，券面情報が確認できるものであれば，写真画像やＦＡＸでも差し支えありません。

Ｑ８：　今年の４月に日本の教育機関に入学するとして在留資格認定証明書の交付を受けましたが，新型コロナウイルス感染症の影響を受け，入国することができません。そのため，同年１０月に入国しようと考えていますが，どのようにしたらよいでしょうか。（６月２６日更新）

Ａ８：　在留資格認定証明書の有効期間については，通常は「３か月間」有効としているところ，現下の状況を踏まえ，申請人の滞在国・地域に係る入国制限措置